

(みぎわ園居宅介護支援事業所 利用契約)

## 重 要 事 項 説 明 書

(令和7年4月1日改)

事業所は介護保険の指定を受けています

介護保険事業所番号

兵庫県 2871800013 号

社会福祉法人みぎわ会 みぎわ園居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）はご利用者に対して居宅介護支援サービスを提供します。

事業所の概要やサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

### 1. 事業者

(1) 法人名	社会福祉法人 みぎわ会	
(2) 代表者氏名	理事長 来住壽一	
(3) 法人種別	社会福祉法人	
(4) 法人所在地	兵庫県西脇市八坂町213-1	
(5) 電話番号	0795-22-1358	
FAX番号	0795-22-3749	
(6) 設立年月日	昭和43年12月10日	
(7) ホームページ	<a href="http://www.migiwa.or.jp/">http://www.migiwa.or.jp/</a>	
(8) メールアドレス	m-care@d7.dion.ne.jp	
(9) 運営事業	指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームみぎわ園 短期入所生活介護（予防） 特別養護老人ホームみぎわ園 通所介護、第1号通所事業 デイサービスセンター ナオミ館 訪問介護、第1号訪問事業 みぎわ園ヘルパーステーション 居宅介護支援事業所 みぎわ園居宅介護支援事業所 在宅介護支援センター みぎわ園在宅介護支援センター 軽費老人ホーム いずみ寮 ケアハウス ハンナ館	

## 2. 事業所の概要

(1) 事業所の名称　　社会福祉法人みぎわ会 みぎわ園居宅介護支援事業所

(2) 責任者　　所長　芹生哲也

兼務先

特別養護老人ホーム みぎわ園 管理者（園長）

デイサービスセンター ナオミ館 管理者（所長）

みぎわ園ヘルパーステーション 管理者（所長）

(3) 管理者　　主任介護支援専門員 川上智子

(4) 所在地　　兵庫県西脇市八坂町 213-1

交通機関　　神姫バス 西脇・大屋線 みぎわ園前下車すぐ

(5) 電話番号　　0795-22-9000

FAX　　0795-23-1909

(6) 事業の種類　　居宅介護支援事業（平成12年4月1日指定）

(7) 事業の目的

要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びそのご家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業所等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。また、要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とします。

(8) 事業所の運営方針

- ① ご利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して、身体介護その他生活全般にわたる相談援助を行います。
- ② ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。
- ③ ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って、ご利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- ④ 事業所のケアプランにおけるサービス状況を別紙のとおり説明します。
- ⑤ 事業の実施に当たっては、在宅介護支援センター、包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。
- ⑥ 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第38号、平成11年3月31日付）」第13条の具体的取り扱い方針を遵守します。

(9) 開設年月日　　平成12年4月1日

(10) 通常の実施地域　　西脇市全域と加東市旧滝野町地区

（それ以外でも受けられる場合があります）

- (11) 営業日 通常月曜日から土曜日までとします。  
但し、12月31日から1月1日までを除きます。  
また緊急時は必要な範囲で対応をします。
- (12) 営業時間 午前8：00～午後5：00までとします。  
ただし緊急時は必要な範囲で対応をします。  
※事業所は特別養護老人ホームみぎわ園に併設されています。

### 3. 事業所の職員

- 所長 : 1名 (常勤兼任)  
管理者兼主任介護支援専門員 : 1名 (常勤)  
介護支援専門員 : 2名以上 (常勤)

### 4. サービスと利用料金

- (1) 内容
- ① 居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業所との調整
  - ② 経過観察、再評価（1ヶ月に1回以上）
  - ③ 給付管理（計画通りに利用されたか確認）
  - ④ 要介護（要支援）再認定の協力、援助
  - ⑤ 相談への対応
  - ⑥ ご利用者の意思に基づいた契約の確保
- ご利用者やご家族は、事業所に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求める事や、ケアプランに位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求める事ができる。
- (2) 厚生労働大臣が定める基準額
- 介護保険が使える場合は、4(1)のサービスの報酬は直接介護保険から事業所に給付されますのでご利用者の負担はありません。
- 但し、保険料の滞納等で、法定代理受領サービスが利用できない場合は、基準額の全額をお支払いただきます。この場合は「サービス提供証明書」を交付しますので「領収書」を添えて居住市町村に居宅介護サービス費の支給申請を行って下さい。
- (3) 交通費はサービスに含まれています。
- (4) その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議してご利用者等に説明し同意を得たものに限り徴収します。
- (5) サービス提供手順、計画
- ① 利用の相談を受け、介護支援専門員がご自宅に訪問し、ご利用者及び介護者と面談をします。そこで生活状況や心身の状況確認をさせていただきます。
  - ② サービス利用するにあたり、重要事項の説明をして契約をします。
  - ③ ご利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、同意を得た上でサービスを開始します。
  - ④ 常に生活状況や心身の状況を把握し、居宅サービス計画（ケアプラン）の評価、見

直しをします。

(6) 要介護、要支援認定の前にサービス提供が必要な場合

- ① ご利用者の同意を得て、暫定居宅サービス計画（正式な居宅介護サービス計画の作成前）を作成しサービスを提供します。
- ② 要介護判定か、要支援判定の判断に迷う場合は、介護サービスと介護予防サービス両方の指定を受けているサービス事業者を提供します。
- ③ 認定の結果が「自立」、または認定が決定される前に死亡された場合は、その全額が自己負担になります。また、要介護認定区分の給付限度額を上回った場合は、その上回った分は自己負担になります。

## 5. 医療との連携と主治医への連絡

- (1) 居宅サービス計画書（又は変更時）やサービスの利用時に必要な場合は、ご利用者の同意を得たうえで連携する医療機関や利用者の主治医と連携を図ります。
- (2) ご利用者が医療機関に入院する必要が生じた場合には、担当の介護支援専門員の氏名や連絡先を当該医療機関に伝えて頂くよう、ご利用者又はそのご家族に対して協力を求めます。

## 6. 介護支援専門員の変更

- (1) ご利用者は担当の介護支援専門員について、業務上不適当と認められる事情その他変更を希望する理由を明らかにして、事業所にその変更を申し出ることが出来ます。
- (2) 事業所は担当の介護支援専門員について、事業所の都合で変更することがあります。

## 7. 契約の更新、終了と解約、解除（契約書の第三章と同じ）

(1) 更新と終了（契約書第2条2項と第18条と同じ）

契約期間満了の7日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は自動的に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様となります。また、以下の①から⑩場合には自動的に事業所との契約は終了となります。ただし、事業所は以下の⑦から⑨で本契約が終了する場合には、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

- ① ご利用者が死亡された場合
- ② ご利用者の要介護認定区分が要支援、自立と認定された場合
- ③ ご利用者が介護保険施設に入所された場合
- ④ ご利用者が特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護の受給を開始された場合
- ⑤ ご利用者が身体障害者療護施設へ入所される等、介護保険の被保険者としての資格を失う施設へ入所された場合
- ⑥ ご利用者が事業所のサービス提供地域外に、事前通知なしで移転された場合

⑦ 事業所が、解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由で事業所を閉鎖した場合

⑧ 事業所の滅失や重大な毀損で、サービスの提供が不可能になった場合

⑨ 事業所が、介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑩ 以下の（2）ご利用者からの解約、（3）事業所からの解除がされた場合

#### （2）ご利用者からの解約

ご利用者は、本契約の有効期間中であっても本契約を解約することができます。この場合には、ご利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業所に通知して下さい。

ただし、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

① 事業所の運営規定の変更に同意できない場合

② ご利用者が入院された場合

③ ご利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

④ 事業所職員が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合

⑤ 事業所職員が守秘義務に違反した場合

⑥ 事業所職員が故意又は過失でご利用者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

#### （3）事業所からの解除

事業所は、ご利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除することがあります。

① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

② ご利用者が、故意又は重大な過失で事業所職員もしくは他のご利用者等の財物、信用等を傷つけ、又は、ご利用者が著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

③ ご利用者の行動が事業所職員の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいはご利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

④ 事業所の廃止や縮小で、サービスの提供が困難となった場合

### 8. 緊急時の対応

サービスの提供時において、ご利用者の病状の急変やその他緊急事態が生じたときは、直ちに主治医に連絡又は救急搬送等の必要な措置をいたします。また、ご家族等へ連絡いたします。

## **9. 事故発生時の対応**

利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は速やかに利用者の家族、主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、保険者に報告します。

## **10. 損害賠償**

- (1) 事業所において、事業所の責任でご利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。
- (2) あいおいニッセイ同和損保の介護保険・社会福祉事業者総合保険に加入しています。

## **11. 暴力団の排除**

- (1) 事業所を運営する当該法人の役員、事業所の管理者及び職員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ）ではありません。
- (2) 事業所は、その運営について暴力団員の支配を受けません。

## **12. 研修**

事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を設け、業務体制を整備します。

## **13. 秘密保持と個人情報の使用（契約書第5条と同じ）**

- (1) 事業者及び事業所職員は、サービス提供をするうえで知り得たご利用者やそのご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- (2) 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力は有します。
- (3) ご利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身等の情報を提供します。
- (4) 事業者は、ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。また、ご利用者のご家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者のご家族の個人情報を用いません。
- (5) 事業所で介護支援専門員実務研修の見学実習を受ける場合、実習する者は実習で知り得たご利用者及びそのご家族の情報を実習以外の目的には使用しない同意を得ています。

## **14. 衛生管理**

事業所は、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

## **15. 感染症対策**

- (1) 事業所は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所は、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

## **16. ハラスメント対策**

事業所は、事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

## **17. 虐待防止**

- (1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。
- (2) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (3) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- (4) 事業所において、職員に対し虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- (5) 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

## **18. 業務継続計画**

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## **19. ご家族への連絡**

ご利用者に連絡するのと同様の通知をご家族等にも行います。

## **20. 重要事項の変更**

重要事項説明書に記載した内容に重要な変更が生じることが予想される場合や変更された場合は、ご利用者またはご家族に書類を交付してお知らせします。また必要に応じて同意を頂きます。

## 2.1. 苦情処理

提供した事業に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講じます。

### (1) 事業所における苦情受付

事業所 相談室	窓口担当者： 川上智子（管理者） 電話番号： 0795-22-9000 FAX番号： 0795-23-1909 受付責任者： 芹生哲也（所長） 受付時間： 每日 午前8：00～午後5：00 (但し、12/31～1/1までは除く)
------------	---

### (2) 行政機関、その他苦情受付機関

兵庫県 国民健康保険 団体連合会	所在地： 神戸市中央区三宮町1丁目9番 1-1801号 電話番号： 078-332-5617 FAX番号： 078-332-5650 受付時間： 月～金 午前9：00～午後5：15 (但し、国民の休日、12/29～1/3までは除く)
------------------------	--

西脇市役所 長寿福祉課	所在地： 西脇市下戸田128番地の1 電話番号： 0795-22-3111 FAX番号： 0795-22-6037 受付時間： 月～金 午前8：30～午後5：15 (但し、国民の休日、12/29～1/3までは除く)
----------------	---

### (3) 第三者による苦情の受付

第三者委員	神原かよ子： 介護福祉士・牧師 連絡先 多可郡多可町八千代区下野間411-19 電話 090-9093-2945  臼井いさみ： 看護師 連絡先 加東市上滝野417-2 電話 090-5882-3083
-------	---

## **2.2. サービス提供における事業所の義務**

事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、ご利用者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなどの義務を負います。また事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- (1) ご利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- (2) ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、主治医又は看護師と連携の上、ご利用者から聴取、確認します。
- (3) ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者及びご家族に限り、請求に応じて閲覧、複写物を交付します。ただし、コピー代は有料となります。
- (4) ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご利用者または他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続で身体等を拘束する場合があります。
- (5) ご利用者が安心してサービスを受けられるために、事業所職員の健康管理、衛生管理に十分心掛けます。また、感染症対策については委員会にて隨時マニュアルの見直しや研修会を実施し、事業所職員への周知、予防に努めます。
- (6) ご利用者にサービス提供上の事故がないように、常に危険がないかを確認し予防します。また、万が一事故が起きた場合も迅速な対応ができるよう事業所職員の研修、訓練を行います。

## 居宅介護支援事業利用契約の重要事項について

居宅介護支援の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明日時 令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分

説明場所 \_\_\_\_\_

事業者 社会福祉法人 みぎわ会

事業所 みぎわ園居宅介護支援事業所

所在地 兵庫県西脇市八坂町 213-1

説明者職名

氏 名 印

(ご利用者) 本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、居宅介護支援のサービスの提供開始に同意しました。

住 所

氏 名 印

(署名代行者) ご利用者は署名が出来ないため、ご利用者本人の意思を確認のうえ、私がご利用者に代わって、その署名を代行します。

住 所

氏 名 印

ご利用者との関係

(代理人) ご利用者が契約の有効期間中に心神喪失その他の事由で判断能力を失った場合に、本契約書におけるご利用者の権利義務にかかる事務処理などについて代理します。

住 所

氏 名 印

ご利用者との続柄

緊急連絡先

① 氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

② 氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_